

平成23年夏期における節電対策

社団法人 第二地方銀行協会

政府が公表した「夏期の電力需給対策について」により、小口需要家（契約電力500kW未満の事業者）に対しても、昨年夏のピーク時における最大使用電力から15%の削減が必要とされております。

これを踏まえ、当協会では、節電目標を達成するため、以下のとおり照明、空調、エレベーター等に関する節電対策を講じることといたします。

1. 節電目標

昨年夏のピーク（契約電力381kW）に対し15%を削減

2. 実施期間

平成23年7月1日から9月末まで

3. 具体的な節電行動計画

別紙のとおり。

節電行動計画

事業所名	社団法人 第二地方銀行協会
節電目標	昨年夏のピーク（契約電力381kW）に対し15%を削減

節電行動計画の内容		対策効果
1. 照明設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各階エレベーターホール・ロビー・エントランス・駐車場の原則消灯 ○ 事務室内の一部照明の常時消灯、不要箇所の間引き 	5%
2. 熱源・空調・換気設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務場所の集約、会議・研修の開催効率化、抑制による利用階の縮小（未使用フロアの空調・照明の利用停止） ○ 空調（冷房）の設定温度の引上げ ○ クールビズの早期開始・期間の延長 ○ 空調運転時間帯の変更・短縮 	7%
3. エレベーター等動力関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ エレベーター（2台）は原則稼働停止とし、稼働時は台数・時間を抑制 	2%
4. 室内機器等関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ パソコン、コピー機等事務機器の利用効率化、稼働時間の短縮化 ○ 自動販売機等の利用停止、機器類の省エネ化 	1%
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員等への行動計画の周知徹底および来館者への周知 ○ 節電担当者（総務部職員）による電力使用状況の監視（目標値超過が見込まれる場合には更なる節電策を実施） 	—

以上